

#### 秋選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について次のとおり施設の指定を解除した旨大館市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成31年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
大館市民体育館	大館市字中城1番地	平成31年1月9日